

## 国外へ転出(移住)される方へ（国外転出用）

### ◇国外へ転出の手続きについて◇

青梅市から国外へ移住、または長期間滞在（1年以上の海外出張や海外旅行など）するときに届出が必要です。青梅市に住民登録されている外国籍の方も届出が必要となります。

### ◇届出期間について◇

国外転出（移住）する日の概ね2週間前からできます。

### ◇帰国後の手続きについて◇

日本に帰国しましたら、帰国日より**14日以内**に新しい住所地で転入の手続きを行ってください。正当な理由が無く14日以内に届出をしない場合は、法により過料処分を課せられる場合がありますので、ご注意ください。

### ◇転入届に必要なもの◇

1. 転入する方全員のパスポート
2. 届出人が代理人の場合、代理人の本人確認書類と転入する方の自筆の委任状（委任状の様式については、事前に転入先区市町村へお問い合わせください）
3. 外国人住民の方については、在留カードもしくは特別永住者証明書（在留カードが未交付の場合はパスポートをお持ちください）  
※パスポートは入国日を確認するため必要です。入国時に自動化ゲートをご利用になるとパスポートに入国日が記載されません。その場合は転入する方全員の搭乗券の半券や、法務省発行の出入管理記録をご持参ください。  
※その他、国民年金、国民健康保険、小・中学校転校等の手続きが必要になる場合がございます。転入先区市町村へお問い合わせください。

### 【ご注意】

#### 届出日から国外転出予定日までの間に、印鑑登録証明書が必要になった場合

必ず取扱時間内に市民課または各市民センター窓口へお越しください。

ただし国外転出届出時に印鑑登録証又はおうめ市民カードの廃止届を出してカードの返却がお済みの方は、別途手続きが必要になりますので、市民課窓口までお問い合わせください。

持参するもの：印鑑登録証又はおうめ市民カード

#### 届出日から国外転出予定日までの間に、住民票が必要になった場合

必ず取扱時間内に市民課または各市民センター窓口へお越しください。

持参するもの：運転免許証、パスポート等本人確認書類

#### 急なご予定の変更で国外転出を取りやめる場合

**国外転出予定日前**に運転免許証、パスポート等本人確認書類を持参の上、必ず取扱時間内に市民課窓口へお越しになり国外転出取消の手続きを行ってください。

## ～国外転出(移住)にともなう手続きについて～

国外に転出(移住)された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。

なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

\*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30～17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	マイナンバー(個人番号)カード	1階④番 市民課	国外転出の際は返納処理をしますのでカードをお持ちください。返納処理の後お返しいたします。
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード		廃止の手続きが必要です。カードをお返してください。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録		廃止となります。 印鑑登録証(おうめ市民カード)をお返してください。
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方	1階⑧番 保険年金課	国民年金の加入資格は喪失します。引き続き国民年金に加入したい方は、任意加入のお手続きが必要ですので、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	年金を受給している方		年金の受け取り方法の変更が必要な場合がありますので、年金事務所へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	青梅市国民健康保険に加入していた方	1階⑦番 保険年金課	保険証等をお返してください。 また、保険税・保険料の精算が必要な場合があります。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方	1階⑨番 保険年金課	
<input type="checkbox"/>	介護保険証をお持ちの方	1階⑩A番 介護保険課	
<input type="checkbox"/>	障害に関する手当や心身障害者医療費助成を受けている方	1階⑪番 障がい者福祉課	障害に関する手当受給消滅の手続きが必要です。 マル障(心身障害者医療費助成)受給者証をお持ちの方はお返してください。
<input type="checkbox"/>	各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方	1階⑪番 障がい者福祉課	マル都医療券(難病、人工透析を必要とする腎不全、血友病、肝炎、小児精神入院助成に関するもの)をお持ちの方は、お返してください。  特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、返却が必要な場合があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
		健康センター ※健康課	マル都医療券(大気汚染医療費助成)をお持ちの方は返却が必要です。受給者証をお返してください。
		健康センター ※こども家庭センター	小児慢性特定疾病医療券、養育医療券のいずれかをお持ちの方は返却が必要です。受給者証をお返してください。

(裏面に続きます)

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	学童保育所をご利用の方	1階⑫A番 子育て応援課	退所届等の手続きが必要ですので、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方	1階⑫B番 こども育成課	児童手当等の手当や、医療費助成の受給消滅手続きが必要です。医療証をお返してください。 ただし、対象児の保護者のみ単身で転出された場合は、配偶者の方が新たに申請をしてください。(海外転出の翌日から15日以内)
<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園をご利用の方		退所届等の手続きが必要ですので、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付の口座振替について	1階⑭番 収納課	市税等の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方	1階⑮A番 課税課	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車について、廃車手続きをお願いします。
<input type="checkbox"/>	市民税・都民税を納めている方(納税義務者)	1階⑮番 市民税課	納税管理人の届出が必要です。担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税を納めている方	1階⑮番B 課税課	
<input type="checkbox"/>	市立小・中学校に通学している方	通学している学校で転出手続きをしてください。 海外の学校(日本人学校、現地校等)へ転校される方は、転校先の学校にて必要な書類・手続きをご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	就学援助費 特別支援就学奨励費 青梅市育英資金	3階 ※教育委員会 学務課	就学援助費・特別支援就学奨励費を受けている方、青梅市育英資金融資を受けている方は担当窓口にお寄り下さい。
<input type="checkbox"/>	広報おうめ おうめ市議会だより	4階 ※秘書広報課	市内新聞販売店による戸別配布は中止となります。 担当窓口へご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	市営住宅にお住まいの方	5階 ※住宅課	明渡し、承継または世帯員変更の手続きが必要です。担当窓口にお問合せください。
<input type="checkbox"/>	青梅市墓地公園を使用されている方	5階 ※環境政策課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方		飼い犬の国外転出の手続きが必要ですので、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	市内に生産緑地を所有されている方	5階 ※都市計画課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	在外選挙人名簿への登録申請	6階 ※選挙管理委員会	国外に居住している方が外国にいながら国政選挙に投票できる「在外選挙制度」を利用される方は、外国のお住まいの地域を管轄する在外公館への申請または転出予定日までに選挙管理委員会への申請が必要となります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、世帯人数変更または廃止の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	水道の手続き		水道の使用を停止する場合は手続きが必要です。詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。